

製品プラスチック分別収集の開始について

プラスチックごみのさらなる分別・リサイクルを進めるため、令和5年4月より他の政令市に先駆け、従来の容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックの分別収集を開始する。

1 開始日

令和5年4月3日（月）

※1月4日（水）から市内10地区（各区2か所）で先行実施

【先行実施地区】

- ・ 青葉区錦ヶ丘、中山
- ・ 宮城野区榴岡（集合住宅10棟）、鶴ヶ谷
- ・ 若林区なないろの里、南材木町
- ・ 太白区ひより台、八本松
- ・ 泉区桂、住吉台

2 収集の対象

製品プラスチック・プラスチック製容器包装
（プラスチック素材100%のものに限る）



3 分別の名称

プラスチック資源

※指定袋のデザインを一部変更（別紙参照）。ただし、現在のプラスチック製容器包装の指定袋も引き続き使用可。

4 収集日及び排出方法

現行のプラスチック製容器包装の日（週1回）に、プラスチック資源（製品プラスチック・プラスチック製容器包装）をまとめて指定袋に入れて排出。

5 リサイクル

市内のリサイクル施設（J&T環境(株)仙台事業本部）において、物流パレット等へリサイクルを行う。

事業実施にあたり、プラスチック資源循環促進法に基づき、市自らがリサイクルを行う再商品化計画（計画期間：令和5年4月から令和8年3月）を策定。令和4年9月30日に、全国で第1号となる環境大臣及び経済産業大臣の認定を取得。

6 周知広報

- ・ 各区民まつり等への出展啓発（8月～11月、延べ約4,300人へ啓発）
- ・ 市ホームページ・ワケルネットへの掲載（12月～、せんだい tube に説明動画も掲載）
- ・ クリーン仙台推進員への研修会の実施（12月～1月、各区1回以上）
- ・ 施設見学と併せた市民説明会の開催（1/28、2/11）
- ・ 啓発リーフレットを全世帯へ配布（2月）
- ・ 町内会等への啓発ポスターの配布（2月）
- ・ 新聞広告（1/7）、地下鉄広告（2～3月）、インターネット広告（2～3月）等